

あいち小児保健医療総合センターに設置するコインランドリー、床頭台等及びタブレット端末設置運営事業のプロポーザル方式による設置運営事業者選定手続き開始の公告

あいち小児保健医療総合センターにおけるコインランドリー、床頭台等及びタブレット端末（以下「コインランドリー等」という）設置運営事業者を選定するため、下記により企画提案書の提出を招請する。

令和8年1月30日

あいち小児保健医療総合センター
センター長職務代理者 副センター長 村山 弘臣

1 業務の概要等

（1）業務名

あいち小児保健医療総合センター コインランドリー、床頭台等及びタブレット端末設置運営事業

（2）業務内容

「あいち小児保健医療総合センター コインランドリー、床頭台等及びタブレット端末設置運営事業者選定プロポーザル実施要領」のとおり

（3）貸与期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（4）業務の場所

大府市森岡町七丁目426番地 あいち小児保健医療総合センター内
本館・どんぐりハウスの一部（別添図面）6.78 m²（用途：コインランドリー等）

（5）プロポーザル実施方法の詳細

詳細については、実施要領による。

（6）選考方法

参加者から提出された企画提案書の内容等を審査した上で、予め定められた審査基準に基づき公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者と次点者を選定する。

2 参加資格

参加資格は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- （3）令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿の「業務（大分類）03 役務の提供」、「営業種目（中分類）11 リース・レンタル」の「取扱内容（小分類）その他」に登録されており、かつ参加申込の日において愛知県病院事業庁から指名停止措置を受けていない者であること。
- （4）令和3年4月1日以降現在までに愛知県内の200床以上の病院で、テレビモニター等の設置運営を継続して3年以上にわたり自らが誠実に履行した実績を有する者であること。
- （5）愛知県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 実施要領の配付方法

実施要領は、あいち小児保健医療総合センターのホームページのトップページ「入札情報（<https://www.achmc.pref.aichi.jp/bid/>）」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難い場合は、次により配付する。

(1) 配付期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月13日（金）まで

(2) 配付場所

下記の問い合わせ場所で、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの間に配付する。

なお、郵送を希望する者は角2の返信用封筒（320円切手貼付）を同封し、あいち小児保健医療総合センター事務部経営企画課 企画・経営グループへ郵送で申し込むこと。

4 問い合わせ先

担当部署 あいち小児保健医療総合センター事務部経営企画課 企画・経営グループ
(担当:水野)

所在地 〒474-8710 愛知県大府市森岡町七丁目426番地

連絡先 (電話) 0562-43-0500 (内線5249)
(ファックス) 0562-43-0502

電子メール shouni-hospital@pref.aichi.lg.jp

5 その他

(1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本プロポーザルに係る費用の負担

全て応募者の負担とする。

(3) 応募書類の取り扱い

返却しない。

本プロポーザルの手続き以外には使用しない。ただし、県条例に基づく情報公開請求手続きの結果、公開されることがある。